

第16回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和元年9月25日 14時00分
- 開催場所 阿南市役所 602会議室
- 出席委員 竹内部長・南部副部長・久米寛治委員・岡部委員・幸田委員・中村委員・森委員・阪井委員・吉岡委員・久積委員・萩野委員・服部委員・佐竹委員・井出委員・植田委員
- 欠席委員 久米博委員・厚田委員・亀井委員
- 市瀬局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
- 事務局 議案の訂正を申し上げます。
議案書の16ページをお開きください。第5号議案No.9、登記面積が「766.00 m²」となっておりますが、正しくは「866.00 m²」です。
議案書の32ページをお開きください。第5号議案No.59、貸付人の住所が「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」となっておりますが、正しくは「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」です。第5号議案No.63、貸付人の住所が「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」となっておりますが、正しくは「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」です。
議案書の33ページをお開きください。第5号議案No.64、貸付人の住所が「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」となっておりますが、正しくは「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」です。
議案書の34ページをお開きください。第5号議案No.71、貸付人の住所が「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」となっておりますが、正しくは「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」です。
議案書の38ページをお開きください。第5号議案No.83、貸付人の住所が「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」となっておりますが、正しくは「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」です。また、土地の所在地が「長生町西方498-2----1」となっておりますが、正しくは「長生町西方498-2」です。また、登記面積が「271.00 m²」となっておりますが、正しくは「406.00 m²」です。
議案書の41ページをお開きください。第5号議案No.95、貸付人が「〇〇〇〇〇」となっておりますが、正しくは「〇〇〇〇〇〇〇」です。
議案書の56ページをお開きください。第5号議案No.118、貸付人が「〇〇〇〇〇」となっておりますが、正しくは「〇〇〇〇〇〇〇」です。
議案書の72ページをお開きください。この訂正に伴い【総合計】の田の

登記面積「685,978.67 m²」が「686,213.67 m²」に、計の登記面積「688,063.97 m²」が「688,298.97 m²」となります。

竹内部長

(部長挨拶)

それでは第16回農地部定例会を始めさせていただきます。

本日の議事録署名者は椿地区の久米委員、新野地区の幸田委員にお願いします。

それでは本日の議事に入りたいと思います。

第1号議案 非農地証明願について

第2号議案 農地法の規定による許可申請の取下(取消)について(3条)

第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第5号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

ただし、農業委員会等に関する法律第31条により、5ページ第3号議案No.9、6ページ第4号議案No.5・6については別途審議といたします。

議案についてはそれぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告をお願いします。大野地区からお願いします。

服部委員

それでは大野地区からご報告します。大野地区は9月19日に上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の69ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

竹内部長

次に、椿地区をお願いします。

久米寛治委員

それでは椿地区からご報告します。椿地区今回議案はございません。

竹内部長

次に、福井地区をお願いします。

南部委員

それでは福井地区からご報告します。福井地区今回議案はございません。

- 竹内部長 次に、橘地区お願いします。
- 岡部委員 それでは橘地区からご報告します。橘地区今回議案はございません。
- 竹内部長 次に、新野地区お願いします。
- 幸田委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は9月18日に新野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。
- 議案書の4ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。
- 議案書の14ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。
- 以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。
- 竹内部長 次に、桑野地区お願いします。
- 森委員 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区今回議案はございません。
- 竹内部長 次に、見能林地区お願いします。
- 阪井委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は9月20日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。
- 議案書の4ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。
- 議案書の14ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。
- 以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。
- 竹内部長 続きまして富岡地区からご報告します。富岡地区は9月20日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の15ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

竹内部長

続きまして宝田地区からご報告します。宝田地区は9月20日に事務局にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

竹内部長

次に、長生地区お願ひします。

久積委員

それでは長生地区からご報告します。長生地区は9月18日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」以上で読み上げは終わりますが、結果を報告する前に事務局から追加説明をお願いします。

事務局

事務局から追加説明をさせていただきます。

まず、利用権の撤回についてです。撤回とは、改正土地改良法の施工前に農地中間管理権を取得している農用地等を15年以上の農地中間管理権に設定する事務の簡素化及び所有者の負担軽減を図る観点からできた手続きです。具体的には農業委員会の決定を経て、集積計画の撤回と新たな集積計画について同時に公告を行います。これによって、賃借権解除のための手続きは不要となります。

次に、利用権の設定についてです。昨年度から行っている機構関連農地整備事業等について、農業委員会に市民の方からご意見やお問合せをいただいておりますので、農業委員会としても、慎重に審議する必要があると考え、

各手続きについて事前にご確認させていただきましたのでご報告させていただきます。

確認事項としては、別紙のとおりとなっております。

1. 農地を機構に預けるため、耕作面積が縮小し、1反以上の農家要件や5反以上の下限面積を満たさなくなる恐れがあることの説明を行っていることの確認です。

No.10、13、15、17、19、20、23、26、29、31、35、38、41、42、46、47、48、52、56、57、63、72、74、79、82、83、84、85、86、93、94、95、96、98、99、101、102、104、105、107、111、114、115、119、126、128、129、133、134、136が該当します。

これについては、令和元年8月26日に地元の推進組織設立準備会の〇〇〇〇会長に確認し、説明は行っているとのことです。

2. 未相続農地について、過半同意での利用権設定を行えますが、押印のない方についても利用権を設定することに意義がないか確認手続きを行っていることの確認です。

No.9、39、41、51、66、76、83、118、126が該当します。

これについては、令和元年8月26日に地元の推進組織設立準備会の〇〇〇〇会長に確認し、説明は行っているとのことです。

3. 各種補助事業等への該当の有無の確認です。

これについては、農林水産課に令和元年9月10日付阿南農林第339号において関係課で情報連携により対応可能と確認し、該当するものではありませんでした。

4. 耕作者の変更を伴う利用権の撤回について、配分計画の合意解約を行わなくてもよいことの確認です。

No.9、39、41、51、66、76、83、118、126が該当します。

これについては、令和元年8月29日に徳島県経営推進課に確認済です。

5. 井溝について、農業用施設の用に供される土地に該当しているため、利用権の設定を行っても差し支えないことの確認です。

No.22、23、26、27、35、37、38、42、43、56、57、58、62、64、65、72、77、79、83、85、86、87、91、95、96、100、102、103、105、107、108、114、117、119、130、131、132、133、134、136、137、138、141が該当します。

これについては、令和元年8月6日に徳島県南部総合県民局農村保全担

当に確認済です。

6. 議案書の17ページNo.15のうち長生町平野19番、議案書の64ページNo.136のうち長生町宮内平野76番については、登記の賃借権設定を外さなければ、利用権設定をできないことの確認です。

これについては、令和元年9月10日に中国四国農政局担当者に確認済です。

7. 農地法18条1項第2号に該当する18条6項(通知)の合意解約について、今までは、農業委員会の運用において、トラブルを防止する観点から、所有者全員の同意で合意解約を行っていましたが、所有者全員の同意なく過半同意で合意解約が可能であることの確認です。

No.39が該当します。

これについては、判例で確認済です。

以上を事務局からの追加説明とさせていただきます。

久積委員

事務局から追加説明もあったとおり、地区部会では、議案書の17ページNo.15のうち長生町平野19、議案書の64ページNo.136のうち長生町宮内平野76については、登記の賃借権設定が外れていないため継続審議とし、その他は法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

竹内部長

次に、中野島地区お願いします。

萩野委員

それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は9月18日に事務局にて長生と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の69ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

竹内部長

次に、加茂谷地区お願いします。

佐竹委員

それでは加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は9月19日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の69ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

竹内部長 次に、那賀川地区お願いします。

井出委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は、9月24日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の69ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

竹内部長 次に、羽ノ浦地区お願いします。

植田委員 それでは羽ノ浦地区からご報告します。羽ノ浦地区は9月17日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

竹内部長 それでは、それぞれの地区からご報告いただきましたが、別途審議を行いますので、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

竹内部長 それでは、意見もないようなので、この案件について採決したいと思いますが、農業委員会等に関する法律第31条により〇〇〇〇〇には、採決の間、退室をお願いします。

(〇〇〇〇〇 退室)

竹内部長 議事を再開します。
それでは、議案書の5ページ第3号議案No.9、6ページ第4号議案No.5・6について承認してもよろしいか。

一同 異議なし

竹内部長 それでは、議案書の5ページ第3号議案No.9、6ページ第4号議案No.5・6について承認といたします。
退室した〇〇〇〇〇に入室してもらってください。

(〇〇〇〇〇 入室)

竹内部長 議事を再開いたします。それぞれ各地区からご報告をいただきましたが、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

幸田委員 議案書の58ページ第5号議案No.123の貸付人ですが、先日亡くなったと思います。

事務局 死亡の事実と書類の有効性を確認します。

竹内部長 それでは他に意見もありませんので、ただいまの審議の結果を事務局より報告してもらいます。

市瀬局長 報告します。16回農地部定例会議案、第1号議案から第5号議案のうち第5号議案No.15のうち長生町平野19、第5号議案64ページNo.136のうち長生町宮内平野76については継続審議とし、その他の議案については、全て承認です。

また、第5号議案No.123については、死亡の事実と書類の有効性を確認します。

竹内部長 只今事務局から報告のとおり決定してよろしいか。

一同 異議なし

竹内部長 それでは報告のとおり承認します。
 以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

竹内部長 ないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いします。

事務局 特にありません。

竹内部長 ないようなので、以上をもちまして、第16回農地部定例会を閉会いたします。次回は、10月25日で予定いたしております。本日は大変ご苦労さまでした。

閉 会